

第三者評価結果

事業所名：グローバルキッズ市が尾園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント> 「全体的な計画」は、児童憲章や児童の権利に関する条約などの趣旨を踏まえ、法人の理念や方針、目標を基に、児童福祉法、保育所保育指針で求められている役割を考慮して作成しています。法人理念『豊かに「生きる力」を育てる』に沿った園独自の保育方針は、「子ども一人一人に寄り添った保育」「安心、安全で笑顔に過ごせる環境作り」を掲げています。そして、年齢ごとの保育目標と発達過程に沿った養護と5領域（0歳児は3視点）を持った保育を通じて、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿に結びつくように努めています。また、地域、保護者、小学校との連携も大切にしています。全体的な計画は地域の状況、日々の職員の気づきを把握し、年度末の職員会議で振り返り、共有しています。そして、在園児の状況を把握し、全体的な計画に取り入れられるように配慮しています。園では、ベテラン職員と新人職員の理念等への理解の統一ができるようにしていきたいと考えています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 園内は木のぬくもりが感じられる作りになっています。窓に面した広い廊下があり、どのクラスも採光がよく、適正な湿度、温度管理を実施しています。寝具類は定期的に点検、交換をして清潔を保ち、室内は、担当職員を決めて清掃の徹底をしています。水場は乳児でも使いやすいように補助をつけ、子どもが自分で出来たという気持ちを持てるようにしています。日常の活動、食事、午睡は各保育室、スペースを工夫して使い、子どもたちが安心して過ごせるように努めています。また、保育室内で、子どもが落ち着けるスペースを作るためのパーテーションやマット、クッション等が用意され、廊下にもベンチ、机、椅子を置くなどして子どもがゆったり過ごせる工夫をしています。遊具等は年齢に見合った子どもの興味関心を引き出せるものや、乳児も幼児も室内で全身を使う遊びが展開できるマットなどが用意され、職員がサポートしながら子どもたちが安全に遊べるように工夫しています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園では子ども一人ひとりの個性や、育ちを大切にしています。言葉で上手に表現できない年齢の園児には自分の気持ちを伝えやすいように特性に見合った対応を心がけています。0、1歳児などは子どもの気持ちを汲み取って、表情や身振り、手ぶりを交えて伝え、自分が理解されている事を感じられるような言葉がけをしています。ある程度の年齢になると「〇〇なのかな?」「どうしたいのかな?」「どちらにしたいのかな?」と、子どもが自分で考え、選択しやすいように声かけをしています。また、配慮が必要な子どもに対しては個別のカリキュラムを作成し、園全体で統一した対応ができるように努めています。職員は、子どもに分かりやすい言葉、穏やかな口調で、子どもとの信頼関係を築いています。人権を守る保育を実施できるよう、横浜市の「よりよい保育のためのチェックリスト」を基に、否定的な言葉、子どもの気持ちを傷つけるような言葉は使わない対応を心がけ、子どもの自己肯定感を育める保育を実施しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園では、子ども自身の「自分でやってみる」という意欲が生まれるように見守る姿勢を持って子どもたちの支援をしています。そのため、遊具や自分の物にシールを貼り、自分で管理しやすくし、午睡と活動の部屋を分け、何をするかわかりやすい環境を整えています。また、異年齢保育を実施していることで、年上の子どもの様子、仲間の様子から、自分もやってみようという意欲や興味が芽生えてきます。トイレトレーニングでは自分で尿意を教えたとき、着替えが自分で出来たことを職員に知らせに来た時は褒め、自分で出来たという喜び、成功事例を多く体験できるようにしています。そして、着替えなどが苦にならないように保護者にも着替えやすい服を用意してもらい、園での様子を伝えて保護者からも褒めてもらえるようにしています。子どもができる事を大切にし、個々に見合った基本的な生活習慣習得のための支援をしています。手洗いなどは、なぜ必要なのか担任が年齢や、そのクラスに合わせてわかりやすく伝えています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
---	---

<コメント>
おもちゃ類は子ども達がわかりやすいように、分別や写真を使用して自分で選んで遊べるように工夫しています。午睡と活動の部屋があり、活動する部屋はコーナーをもうけて、子どもの習熟度別の遊びを設定し、子ども自身が一人ひとりの感覚で遊びを展開して、自分の好きな事、興味のある遊びに集中できるようになっています。また、制作活動の部屋を用意し、集団の中での活動が苦手な子どもには、廊下に机や椅子を用意しています。室内でも子どもが全身を使って遊べるように、職員が工夫し、マットを使っての遊びを支援しています。園庭はありませんが、子どもの様子や、天気を踏まえて午前、午後と散歩に出て交通ルールの大切さを学び、近隣の人と挨拶をしたり、季節の動植物に触れあう機会があります。クラスでもメダカや野菜を育て、自然や、命の大切さを身近に感じる環境があります。園では他園との交流としてオンラインで園以外の子どもと交流に繋げています。

<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>
園では0、1歳児の異年齢保育を行っていますが、月齢や個々の発達に見合った対応をしています。家庭の生活との連続性を大切に、子どもの睡眠、休息、授乳は個々のリズムに配慮しています。玩具類は、感触を楽しめる柔らかいものや、壁面を利用し、引っ張る、押すなど指先遊びができるもの、音の出るものを用意しています。また、部屋を広く使える事で体幹が発達するように傾斜をつけたマット遊び、トンネルなど全身を使い子どもの感覚、心身の発達を促せるようにしています。職員は、子どもと目をあわせて微笑みながら、子どもの気持ちを言葉で表現し、おむつ替えでは、「気持ちいいね」などと声をかけながら、子どもの気持ちに共感できるようにコミュニケーションを取り、子ども自身が自分は大切にされていると感じられるような言葉がけをして愛着関係を育てています。日々の様子は保護者に連絡帳や会話で伝えられ子どもの育ちを家庭と共有できるように取り組んでいます。

<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>
発達の変化が顕著にみられる2歳児は少人数グループに分けて、一人ひとりが安心して遊びに集中できるようにしています。そして、子どもが「これは何だろう?」と興味を持ち、自分がしたい遊び、何が必要かなど自分の力で考えられるように、コーナーをわかりやすく分類して、主体性が育まれるような環境設定をしています。年齢的に、自我がはっきりしてくる時期で、お友達との関わりにおいてトラブルがあった時、職員はどちらの気持ちも共感し、気持ちを受け止め、子どもにも相手もどうしてほしかったのか、状況、事実のみを伝えて、子ども自身が自分はどうしたらよいか、客観的な視点が育つように支援をしています。個々の子どもの状況については、必要に応じて乳児会議を行い対応法を共有しています。日常的にも、他のクラスの保育士、看護師、調理師と関わりがあります。子どもの状況は連絡帳や面談等で家庭と連携した取り組みをしています。

<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>
全体的な計画には年齢別の保育目標の一部に「3歳児は、年長者の遊ぶ姿を見て似真似しようとしたり、周辺参加をする」、4歳児は「年少者に教えようとしたり年長者から学ぼうとすることで自己肯定感を高める」、5歳児は「集団活動の場では目的実現に向けて自分を発揮したり、仲間と協力してやり遂げる」という文言があります。園では3~5歳児の異年齢保育を行い、年齢だけに関わらず子どもが遊びを主体的に選んで取り組めるように、コーナーを作り、活動内容で部屋を分けています。カードゲームなどルールのある遊びを一緒にやりながら覚えたり、運動遊びや公園で遊ぶことで順番を守る事を教わるなど、3歳児は4、5歳児から刺激を受けながら、様々なことを吸収しています。そして、行事の時などには、それぞれの役目を持つことで自分の力を発揮したり、仲間と協力することの喜びを味わっています。5歳児は5歳児だけで地域の他園との交流を持っています。保護者にはドキュメンテーション、連絡帳、お便りを用いて、子どもたちの成長を伝えています。

<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
---	---

<コメント>
園内はバリアフリーで、多機能トイレを設置するなど障害のある子どもも安心できる環境を整備しています。障害のある子どもに対しては、クラスの指導計画と関連付けて個別の支援計画を作成しており、日々の子どもの成長の様子などは個別記録に記載しています。横浜市地域療育センターあおばの巡回相談があり、助言を受けて保育に生かすようにしています。配慮の必要な子どもは、朝夕で活動するクラスを変えるなど、子ども同士が互いに育ち合うことができるように配慮しています。保護者とは、随時個別面談を実施して情報共有し、子どもへの対応方法などを確認し、必要に応じて専門機関を紹介しています。職員は障害のある子どもの保育に関する法人研修や外部研修に参加し、研修内容を職員間で共有して専門知識を深め、今後も取組を継続したいと考えています。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 全体的な計画、月案には、長時間にわたる保育についての配慮が記載されています。園での生活にメリハリを持たせられるよう、16時50分以降在園の子どもたちに散歩や運動を取り入れています。保育室内は横になれるスペースや一人で過ごせるコーナーを設け、職員が安全を見守りながら子どもが安心して過ごせる工夫をしています。18時30分以降の延長時間には補食、夕食を用意しています。職員は長時間保護者と離れて生活する子どもの気持ちに配慮して、スキンシップを取り入れ、子どもの不安やストレスの軽減になるように接しています。長時間保育の子ども様子は保育連絡帳に記載し職員間で情報共有しています。幼児クラスは子どもたち自身で過ごす部屋を選べるようにしていますが、配慮の必要な子どもには、その日の様子に合わせて部屋、環境を整えています。保護者には、連絡帳等を用いて子どもの様子、健康について情報共有しています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 全体的な計画の中に、小学校との連携について明記があり、就学に向けてアプローチカリキュラムを作成しています。園では乳児から、積み木の数を一緒に数えたり、絵本を通じて数や、色などを知る機会があります。また、3歳までは自分のマークを使っていますが、4歳になると文字で名前を記載し子ども自身が文字、色、数に興味を持てるように工夫しています。子どもの就学先には保育所児童要録を担当保育士が作成し、施設長が確認して提出しています。保護者会では就学先に届け出る児童要録の説明を行い、小学校からの情報も提供して保護者の就学への不安軽減に努めています。5歳児は、他園と5歳児交流を行って就学への期待に繋げています。園長は幼保小連絡会議に参加し、小学校の情報を把握しています。就学先から配慮の必要な子どもに対しての訪問相談を受け入れ、情報共有をしています。園では子どもの育ちに見合った、アプローチをより深めたいと考えています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもの健康管理に関するマニュアルと年間保健計画を整備し、日々の健康観察や保健指導を行っています。登園時に保護者から聞き取った情報や、職員の観察により、一人ひとりの健康状態を把握し、看護師は各クラスを回り、保健日誌に記載しています。また、子どもの体調や配慮事項など、職員間で共有が必要な情報は、各クラスの健康観察記録に記載しています。保育中の体調悪化や怪我の際は、速やかに保護者に連絡をして事後の対応について相談し、次の登園時にその後の経過を確認しています。既往症や予防接種の状況などは保護者に申し出てもらい、看護師や職員が児童票に追記して職員間で情報共有しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防策として、チェック表を用いて呼吸や顔色などの確認を行っています。健康管理に関する園の方針や取組内容、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防対策などについては、入園時に保護者に説明しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 1歳児以上は健康診断を年に2回（0歳児は毎月）、身体測定は毎月、年2回の歯科健診を実施しています。健康診断と歯科健診の結果は児童表に記載して個別にファイリングし、職員間で情報共有しています。保護者に対しては、連絡帳アプリで個別に結果を伝えており、必要に応じて看護師や担任職員が口頭で報告するなどしています。子どもへの配慮事項などがある場合は、園と家庭で連携を図りながら対応にあたっています。感染症の予防策として、手洗いやうがいの指導を行っているほか、絵本を用いるなどして食事や栄養の大切さを子どもにわかりやすく伝えていきます。これら保健指導の内容をアプリケーションで配信し、保護者にも園の取組を知らせていきます。健康診断や歯科健診の前に保護者からの相談や質問を受け付け、嘱託医からのアドバイスや回答を保護者に伝えていきます。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園の「ご利用案内」には、園におけるアレルギー食についての記載があり、集団給食の対応が難しい場合はお弁当持参をお願いしています。厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」と園のアレルギー対応マニュアルに基づいて、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。入園時、に生活管理指導表を提出してもらい、医師の指導に基づいた対応を行っています。食物アレルギーのある子どもに対しては、園長や看護師、栄養士、保護者と定期的に面談を行うなどして子どもの状況を共有し、対応方法を確認しています。食事を提供する際はトレイや食器の色を統一し、名札を置き、調理職員と保育士でダブルチェックと声出し確認を行い、誤配食に注意を払っています。食事中は、席の配置に配慮し、職員が必ず側に付いて対応しています。看護師がアレルギー対応について園内研修を行い、必要な知識を提供しています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画に年齢別の食育内容があり、さらに食育計画が作成されています。夏野菜を栽培したり、年齢に応じてクッキングも実施して食についての関心を深める取組をしています。乳児は育ちによる咀嚼力や未食食材に配慮して個別に食事を提供しています。子どもたちには色々な味や素材に触れて欲しいので、無理のないように食べられるように、苦手なものに挑戦して、一口でも食べられた時は褒めて食への意欲、興味へつながるようにしています。食具は発達に見合った使いやすいものを用意しています。3、4、5歳児のグループは自分の食べられる量を知るため、食事の量を自分で職員に伝えて食事の量を調節しています。また、子ども自身が伝えられない場合は、職員がどうしたいかを聞き取り、自分の気持ちを決めて答えられるように支援をしています。連絡帳アプリを通じて食育活動の様子や、日々の給食サンプルの写真や献立、給食便りを配信して、保護者が園の取り組みを知ることができるようにしています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント> 法人の管理栄養士が作成した献立表に沿い、園の栄養士と調理員が調理しています。担任が毎日の子どもたちの食事の様子や残食の状況を確認し、食材の切り方、盛り付け、提供方法などを次の献立作成の参考にしています。提供する素材は旬のものを提供し、見た目にも楽しい行事食も提供しています。行事食は、行事が感じられるだけでなく、使われている素材を子どもたちがみたり、行事の内容やその地方の文化も栄養士や保育士から聞く機会になっています。誕生日のおやつはクリームを使うなど楽しい時間になるように工夫をしています。食育計画にある野菜の栽培やクッキングは調理職員が子どもと一緒にいき、毎月配布する「給食だより」には、季節の食材の話や、栄養と健康についておすすめメニュー紹介、調理のポイント等を掲載しています。園の栄養士、調理担当は時間がある時は子どもたちの食事の様子を見に行き、子どもたちの声を聞いています。調理室の衛生管理は、衛生管理マニュアルに基づき、適切に実施しています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	b
<p><コメント> 職員は降園時の会話の中で、子どもの様子をできるだけ詳しく保護者に伝えるよう心がけています。各クラスの活動の様子を写真とコメントを用いて、毎日連絡帳アプリでドキュメンテーションを配信しているほか、保護者も参加する夏祭りや公開保育を通じて、子どもたちの取組の様子を見てもらい、保護者と園で子どもの育ちを共有できるようにしています。懇談会では、園の保育の方向性やクラスごとの保育のねらい、活動内容などを伝えています。個別の面談は、保護者の希望に応じて随時対応し、子どもの育ちや、課題、保護者の思いなどの面談内容を個人面談記録に記載して職員間で共有しています。日常的なやり取りの中で、職員間で共有が必要な事項があった場合は、業務連絡ノートや健康観察記録に記載して、必要な職員が確認できるようにしています。行事後等にはアンケートを実施して園への要望を把握するようにしています。園では、多くの保護者に参加してもらいたいと考えています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	b
<p><コメント> 園は、保護者と丁寧に対応することを心がけ、保護者が話しやすい雰囲気づくりに努めています。保護者からの相談は連絡帳アプリ、電話、口頭で直接やり取りができることを保護者に周知しています。内容によっては、保護者の都合に合わせて日時を設定し、面談形式で相談に応じており、必要に応じて園長や主任が同席して対応したり、看護師や栄養士が対応して専門的な立場からアドバイスをしています。また、必要があれば青葉区こども家庭支援課の相談窓口など相談内容に適した外部機関を紹介しています。相談内容などについては意見報告書に詳細に記録して職員間で共有し、継続的にフォローができるようにしています。園では、今後、職員が保護者対応マニュアルに沿った適切な保護者対応ができるように、園内で研修を行い、保護者がどの職員に相談しても大丈夫と感じてもらえるように取り組んでいきたいと考えています。</p>	

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p><コメント> 保育者実践ガイドブックや危機管理マニュアルに虐待防止に関する早期発見のポイントや発見時の対応方法について明記しています。職員は、ネグレクト、虐待に関する研修を受講して虐待の早期発見に取り組んでいます。朝の視診で子どもの体にけがやあざなどがあれば、保護者に確認し、預かり中の子どもの機嫌、何げない会話にも耳を傾け、虐待の兆候を見逃さないようにしています。虐待が疑われる場合には、園長が窓口となって関係機関と連携をとる体制があります。保護者の言動にも気を配り、気になる点があれば園全体で見守り、保護者には悩みを一人で抱え込まないように伝えています。職員は、他園での事例などを参考に、職員の言葉遣いも人権侵害、虐待につながる事を踏まえた人権に関する研修を受講し、人権セルフチェックを用いて振り返りをしています。園では、これからも保護者の気持ちに寄り添い、虐待早期発見、未然に防げるように支援の継続に努めていきたいと考えています。</p>	

A-3 保育の質の向上

<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント> 各クラスの年、月、週の指導計画のそれぞれの計画が終了する時期に職保育実践の評価・反省をし、振り返りを行って課題を見出し、次の指導計画に反映しています。カリキュラムについては会議を通じて職員間で周知し、他のクラスからのアドバイスを参考にして次案作成に役立てています。必要に応じて研修等を受講し、PDCAサイクルに沿って保育内容の改善につなげています。職員個々の自己評価は、法人で定めている階層別の評価シートを用いて、年度初めに目標設定しています。園長は年度途中で職員の状況を確認する面談を行い、年度末に評価面談を行っています。職員の自己評価を集約したもの、保護者アンケートなどから把握した園への要望等を園の自己評価として保護者に伝え、園の取組を共有できるように努めています。園では、園全体での保育の質の向上、保護者支援、そのための職員の研鑽に努めたいと思っています。</p>	